

個別の指導計画の作成の意義と教育的ニーズのとりえ

竹林地 毅（国立特殊教育総合研究所）

・個別の指導計画の作成がめざすもの

1. 個別の指導計画とは

これまで、知的障害養護学校では、生きる力を育むための子ども一人一人を大切にされた教育を目指し、学級編成、教員配置、教員免許状、いわゆる特例による特別な教育課程の編成等、一人一人への対応を実現しようとする制度等を生かしながら教育実践がなされてきた。

平成 11 年 3 月に告示された盲学校、聾学校及び養護学学習指導要領では、自立活動の指導や重複障害者の教育にあたって、個別の指導計画の作成が義務付けられた。個別の指導計画に関して、次のように記述されている。

幼稚部教育要領

第 2 章 ねらい及び内容 自立活動 3 内容の取扱い

自立活動の指導に当たっては、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、指導のねらい及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。

第 3 章 指導計画作成上の留意事項、2 特に留意する事項 (4)

障害を併せ有する幼児の指導に当たっては、専門機関等との連携に特に配慮し、全人的な発達を促すこと。また、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。

小学部、中学部学習指導要領 第 1 章 総則 第 2 節 教育課程の編成 第 7 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 1 (5)

重複障害者の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。

第 5 章 自立活動 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い 1

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指

導計画を作成するものとする。

高等部学習指導要領 第 1 章 総則 第 2 節 第 4 款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 3 (3)

当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。

第 5 章 自立活動 第 3 款 指導計画の作成と内容の取扱い 1

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。

学習指導要領により作成が義務づけられる以前から、個別の指導計画については、いくつかのとりえ方があると考えられる。現在のとりえ方は、大きく分けると次の 3 タイプになると考えられる。

(1) 個人目標の実現中心の個別の指導計画

個人の教育的ニーズを明らかにし、個別の教育計画を作成しようとするものである。つまり、個別の指導計画がそのまま教育課程の編成に結びつくことを目指したものであり、教育課程そのものを個人別に編成することを指向するものであるともいえる。しかし、教育課程の編成について学校教育法施行規則により規定され、教育課程編成の基準として学習指導要領が示されていることから、実際の学校教育ではなじみにくいと考えられるだけでなく、日々の授業に結びつけるためには、授業に結びつけるための指導計画の立案が必要になってくる。

(2) 年間指導計画の個別化をめざす個別の指導計画

その学校の教育課程に基づく「年間指導計画の個別化」を目指すものである。つまり、「領域・教科を合わせた指導」や「領域別・教科別の指導」の全体計画に基づき、個人別の指導計画を作成するものである。これは、実際の毎日の授業に結びつきやすいとりえ方だと考えられる。

(3) 新学習指導要領で示されたことのそのままのと

らえの個別の指導計画

新学習指導要領に示されたとおりに、自立活動の指導や重複障害者について指導計画を個人別に作成しようとするものである。

自立活動の指導は、一人一人の実態に即して個別に指導計画が作成される必要があると考えられる。また、重複障害者の教育課程は様々な教育課程編成の特例により編成され、一人一人の実態に即して個別に指導計画が作成されてきている。したがって、すでに個別の指導計画が作成されてきたことを学習指導要領によって規定したこととしてとらえることができる。

多くの知的障害養護学校では、「自立活動の時間の指導」を設けずに、「領域・教科を合わせた指導」により指導されることが多かったと考えられるが、「自立活動の時間の指導」を設定して、個別若しくは小集団での指導がなされている学校もある。「自立活動の時間の指導」を設けない場合は、「領域・教科を合わせた指導」の指導計画に自立活動の指導評価が併せて書き込まれることになると考えられる。

教育課程との関連でとらえ直すと、自立活動を主とした教育課程を編成している場合は、「個人目標の実現中心の個別の指導計画」のとらえ方に極めて近いものになるとも言えるだろう。また、自立活動を主とした教育課程を編成していない場合は、「年間指導計画の個別化をめざす個別の指導計画」のとらえ方のうち、特に自立活動についてのみ計画を作成することととらえることができる。

2. 個別の指導計画の作成の意義と期待される機能

個別の指導計画の作成の意義と期待される機能としては、次の事柄が考えられる。

(1) 支援の個別化と最適化が図られる

「個別教育計画の理念と実際」(安田生命社会事業団,1995年)では、個別の指導計画が求められるようになった状況について、次のように述べている。

集団的、画一的教育(形骸化、ルーティン化した合わせた指導、つまり、一人一人に十分な課題が用意されず「その場にいること」「待つこと」が課題となっている一斉指導)への反省(保護者からの要望)がある。

集団の中での個別の配慮はするが、部分的に参加する課題しか用意できていないことへの指摘がある。

「個別指導(一対一の指導の形態)」だけに個別の課題が設定されている状況がある。

その子どもの生活からかけ離れた個別指導の内容(発達段階に照らし合わせた課題や教科の系統を意識しすぎ、幼児扱い)の設定があることへの指摘がある。

指導の関連、引継の課題(担任が交代する、学部を移ると違う教育内容になるという状況)がある。

個別に指導計画を作成しそれを生かした教育をすすめるために、指導目標を考えるときに家庭や地域などの生活を考え、一人一人のライフスタイルを重視すること、保護者や関係者が参加するミーティングの開催が提案されている。

平成9年には東京都教育委員会が3年間の研究の後「個別指導計画Q&A」を発行した。この冊子は、平成11年に改訂されたが、個に応じた指導の具体化・充実、つまり、支援の「個別化」と「最適化」を図ることが課題となっている状況があり、その解決策として個別指導計画の作成が求められるようになったと整理している。

(2) 支援のネットワーク化を図るための機能

個別の指導計画の作成は子どもの教育にかかわる担任教師や本人・保護者、その他の関係者の協力関係を作り、深めるための手だてでもあり、話し合いがなされたことの記録が個別の指導計画ともいえる。

協力関係を作り、深めることについて、前述の「個別教育計画の理念と実際」では、次の状況を指摘している。

関わる人たちの情報の共有、情報の引継、情報の集約の蓄積のシステムが不備
必要な具体的な情報の扱いについてシステムができていない

横浜市個別教育計画作成の手引き - より豊かな生活を自ら実現する力を育てるために - (横浜市教育委員会養護教育総合センター 平成11年3月)では、次のことを指摘している

教育的ニーズを基にした障害児教育、地域と結びついた教育の重要性

個々の生活環境や将来の見通し考慮し、本人保護者の教育に対する願いも十分に受け止めることが必要。子どもの生活の質を豊かにすること、地域での生活を大切にすることを視点にニーズに応える教育が必要。

将来を見通した関係機関との連携の重要性

子どもの将来や現在の生活全般を視野に入れ、療育機関、保育機関、医療機関、福祉機関などと連携することが必要。

わかりやすく見通しのある教育計画の必要性

指導の一貫性を図るための学校と家庭の連携を促し、指導計画の共通理解を図る必要がある。

個別の指導計画の作成に保護者が参加したときに、自分の子育てを批評されると感じるような場になってはいけないうし、本人・保護者が学校教育に求めていることを十分に話すことができなかつたり、納得する説明を得られなかつたりするのは協力関係があるとはいえない。

(3) 個別の指導計画の作成の意義と期待される機能（小括）

個別の指導計画は、これまでも各学校で様々な形で作成されてきている。個別の指導計画作成は生きる力を育むための教育を実現するための手続きの一つであって、あらためて述べるまでもなく、計画を作成することが目的ではない。また、個別の指導計画は、指導の形態としての個別指導を強く指向するものではないのだろう。

「個別の」というのは、「一人一人の教育的ニーズに丁寧に対応する」ということを意味していると受け止めるべきであると考えられる。

個別の指導計画の作成の意義は、児童生徒一人一人の教育的ニーズに丁寧に対応した教育を実現することである。

個別の指導計画の作成は、教育的ニーズに応じた支援の個別化、最適化を図ること、すなわち1人1人の児童生徒の日々の学習（教育）活動の充実、学校生活の充実に結びつかなくてはならない。また、複数の教師、教師と保護者や関係者を交えて作成することで、実際の指導に結びつく有機的な情報の共有等、支援のネットワーク化を図ることの必要性の認識を学校教育関係者に深め、作成過程そのものが有機的な情報の共有等、支援のネットワーク化の実現のための手だてとなることが期待される。

3. 教育的ニーズのとらえ

「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～」(21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力

者会議 平成13年1月)最終報告書(以下、最終報告書とする。)では、「これからの特殊教育は、障害のある児童生徒等の視点に立って一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うという考えに基づいて対応を図る必要がある。」と述べられている。

個別の指導計画の作成により、児童生徒一人一人の教育的ニーズに真に応える指導目標・方法を検討し、実際の指導を展開する必要があるが、教育的ニーズをとらえる視点や把握の方法についての検討はこれまで十分になされてこなかったと考えられる。

以下、いくつかの文献から教育的ニーズをとらえる視点や把握の方法について検討する。

(1) 最終報告書におけるニーズをとらえる視点

最終報告書のなかで、ニーズの内容に関連したもののとしては、次の記述があると考えられる。

障害のある児童生徒等が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにする。

その児童生徒等が持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立し、社会参加することができるよう、その基盤となる「生きる力」を培う。

盲・聾・養護学校の児童生徒等にとっては、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流を行うことなど地域での生活基盤を形成する。

学校卒業後、地域の中で自立し、社会参加するためには、教育と福祉、医療、労働等との連携の下に、盲・聾・養護学校や福祉関係施設等において、障害のある者のための生涯学習の機会や就労支援、生活支援などを充実していくこと。

これらの記述からは、地域で主体的に生きていくという視点からニーズがとらえられており、内容として次の4点があると考えられる。

- ア 地域の人々との交流による生活基盤の形成
- イ 主体的に社会参加をし、心豊かに生きるための「生きる力」の育成
- ウ 生涯学習の機会
- エ 就労支援や生活支援

(2) 教育委員会等が作成した手引書等作成資料における教育的ニーズをとらえる視点や把握の方法

個別の指導計画の作成に関する手引書等作成資料が教育委員会等により作成されている。

平成13年3月に各都道府県，政令指定都市教育委員会（対象数：59）のうち21組織から作成資料の提供を受けた。提供があったのは，個別の指導計画作成の手引き20（他に作成中・作成を検討中7），個別の指導計画による指導事例集15（他に作成中・作成を検討中5）であった。

提供を受けた作成資料のなかで，教育的ニーズという用語が用いられていたのは表1に示す3資料であった。

それぞれの記述をもとに，教育的ニーズの把握の視点及び把握の方法を整理した。これらの資料では，教育的ニーズを「地域で主体的に生きていく」という視点からとらえるよう記述されており，教育的ニーズとは，「現在から未来にわたる豊かな生活を実現するために，その子ども自身が学校教育に求めていること」であり，「今，将来に必要と判断される事柄で，子ども本人や保護者，教師，社会のニーズ等を総合的に考察した結果として導きだせるもの」としてのとらえられていると

表1 個別の指導計画作成資料における教育的ニーズ把握の視点（目標設定の留意点）と方法

タイトル/発行者	教育的ニーズの把握の視点	把握の方法
「発達障害児における個別教育計画の理念と実践に関する研究」 札幌市教育研究所 （平成9年～11年度）	教育的ニーズ(一人一人の教育目標)をとらえる視点。 ア 子どもの興味・関心や保護者の願い イ 子どもの生活課題 ウ 子どもの認知特性と発達の状態	保護者へのアンケート及び教師とのミーティングで「生活」、「学習」、「その他」について希望を聴き作成する。生活地図や生活スケジュールを検討する。 サポート地図を作成して，地域の関係機関と連携する。 教師と保護者の生活課題に対する認識のずれが課題。
「養護教育における個別の指導計画に関する研究」 福島県養護教育センター （平成12年2月）	児童生徒の「こんなことを，こんなふうに学びたい」というニーズを教育的ニーズ(学習ニーズ)としてとらえる。 教育的ニーズを出発点とし，今を充実させるための焦点化を図り教育目標を設定する。このことは，児童生徒を主体者とした授業展開につながる。	スタッフ会(担任，自立活動担当者，部主事，養護教諭等)でKJ法による教育的ニーズの整理をする。 スタッフ会の効果として，多面的理解と共通理解，ニーズという視点での実態把握の有効性(学習の主体的な展開)が確認できた。 児童生徒の今の充実を図る方向で，本人の意向，保護者の願い，教師の願いを調整することが課題。
「横浜市個別教育計画作成の手引き」 横浜市教育委員会養護教育総合センター （平成11年3月）	教育的ニーズの内容及び本人，保護者，教師の願いの分析の視点。 ア 子どもの調和的な成長・発達を支えて，より豊かな生活を目指し，自ら実現する力を育てること イ 趣味や余暇を利用する力を育て	教育的ニーズの把握が個別教育計画の作成では重要。発達の側面と個々の生き方の両方の側面から情報を収集。 子どもの状態の把握をもとに，願いをニーズとしてとらえ直し，教育的

考えられる。

4. 個別の指導計画の作成における教育的ニーズのとらえ(小括)

個別の指導計画の作成の意義は，児童生徒一人一人の教育的ニーズに丁寧に対応した教育を実現することである。したがって，個別の指導計画の作成では，児童生徒1人1人の教育的ニーズを明らかにして，指導計画を作成することが求められる。

教育的ニーズとは，「現在から未来にわたる豊かな生活を実現するために，その子ども自身が学校教育に求めていること」であり，「今，将来に必要と判断される事柄(地域での生活や年齢等を考慮して，必要とする支援の内容とその程度)」の内容としてとらえ，「子ども本人や保護者，教師，社会のニーズ等を総合的に考察した結果として導きだす」という手続きを経て整理していく必要があると考えられる。

	<p>ること，子どもの将来の生活における自己選択の幅を広げることなど，子どもが個性を十分に発揮したり，より充実した生活を実現したりすること</p> <p>児童生徒の教育的ニーズをとらえる視点としては，「学校教育におけるある時点での必要としている教育的支援」という視点と，「児童生徒だけでなく周りの者もより豊かに生きていくために取り巻く環境へ働きかけるために必要としている支援」がある。</p>	<p>ニーズの分析と選定を行う。</p> <p>作成は地域の関係機関と連携して進める。</p>
--	--	---

参考・引用文献

札幌市教育研究所（1998）発達障害児における個別教育計画の理念と実践に関する研究(平成9年度)

札幌市教育研究所（1999）発達障害児における個別教育計画の理念と実践に関する研究(平成10年度)。

札幌市教育研究所（2000）発達障害児における個別教育計画の理念と実践に関する研究(平11年度)。

東京都教育委員会（1999）個別指導計画Q & A（改訂版）

21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2001）21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方

について～。

福島県養護教育センター（2000）養護教育における個別の指導計画に関する研究

干川 隆(2001)個別の指導計画：考え方と枠組み．国立特殊教育総合研究所短期研修資料．

文部省（1999）盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領 小学部、中学部学習指導要領 高等部学習指導要領．

安田生命社会事業団（1999）個別教育計画の理念と実際．

横浜市教育委員会養護教育総合センター（1999）横浜市個別教育計画作成の手引き．